

平成 19 年 8 月 14 日

各 位

会 社 名 三洋電機クレジット株式会社
代表者名 代表取締役社長 大 島 祥 一
コード番号 8 5 6 5 (東証・大証第一部)
問合せ先 総 務 部 長 服 部 保 勝
電話番号 0 6 - 6 9 4 6 - 3 3 0 1

定款の一部変更および
全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議のお知らせ

当社は、平成 19 年 7 月 19 日付「定款一部変更等および全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「平成 19 年 7 月 19 日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更および当社による当社の全部取得条項付普通株式(下記において定義いたします。)の全部の取得について、臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成 19 年 7 月 19 日付当社プレスリリースにてお知らせしておりますとおり、以下の当社定款の一部変更および当社による当社の全部取得条項付普通株式の全部の取得(以下併せて「本定款一部変更等」といいます。)について必要なご承認をいただくため、本日、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)および普通株主様による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)を開催いたしました。

- ①当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設すること。
- ②上記①による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項(以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設すること。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。
- ③会社法第 171 条ならびに上記①および②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、株主様(当社を除きます。)から当社の全部取得条項付普通株式全てを取得し、当該取得と引換えに、当社は、各株主様に対して、取得対価として当社種類株式を交付すること。

2. 当社定款の一部変更(本定款一部変更等のうち①および②)の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本定款一部変更等の①およびこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会にお

ける第 1 号議案として付議され、承認可決されました。本定款一部変更等の②は、本臨時株主総会における第 2 号議案および本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました（本臨時株主総会における第 1 号議案にかかる定款変更の内容は、平成 19 年 7 月 19 日付当社プレスリリースの定款一部変更の件 A にかかる変更の内容のとおりであり、本臨時株主総会における第 2 号議案および本種類株主総会における議案にかかる定款変更の内容は、同プレスリリースの定款一部変更の件 B にかかる変更の内容のとおりです。）。

(2) 定款変更の効力の発生

本定款一部変更等の①およびこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。本定款一部変更等の②の効力は、上記の通り本定款一部変更等の①が承認されたことにより、本臨時株主総会および本種類株主総会における承認可決をもって、平成 19 年 11 月 20 日（火）に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち③）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち③）は、その実施のための他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第 3 号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成 19 年 7 月 19 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社が、会社法第 171 条および本定款一部変更等のうち①および②による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、本定款一部変更等のうち①によって設けられる A 種種類株式を、全部取得条項付普通株式 1 株につき 125 万分の 1 株の割合をもって交付するものです（かかる割当比率による割当ての結果、株式会社 STV パートナーズ（以下「STV パートナーズ」といいます。）以外の株主様に対して当社が交付する A 種種類株式は 1 株未満の端数となる予定です。）。

(2) 定款変更の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち③）の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本定款一部変更等のうち②の効力発生を条件として、平成 19 年 11 月 20 日（火）（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、当社は、本定款一部変更等の①によって設けられる A 種種類株式を、全部取得条項付普通株式 1 株につき 125 万分の 1 株の割合をもって交付いたします。これに伴い、当社の普通株式を表章する株券（本日現在当社の発行する全ての株券が該当します。）は、取得日の到来をもって無効となりますので、当社普通株式にかかる株券を所有の方はその株券を株券提出期間（平成 19 年 8 月 15 日（水）から平成 19 年 11 月 20 日（火）まで）内に

別途お知らせする事務取扱場所までご提出下さいますようお願いいたします。

また、株主様に対して交付されるA種種類株式が1株未満の端数となるときには、1株未満の端数の合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式を、会社法第234条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主様に交付します。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当該A種種類株式をSTVパートナーズに対して売却することを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主様が保有する当社普通株式数に3,250円（STVパートナーズが当社普通株式に対して公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

なお、当社普通株式の株主様に対して当社が交付するA種種類株式については、東京証券取引所または大阪証券取引所のいずれに対しても上場申請は行いません。また、本定款一部変更等の結果、当社普通株式にかかる株券は、東京証券取引所および大阪証券取引所の株券上場廃止基準に該当しますので、平成19年8月15日から平成19年9月14日までの間整理ポストに割り当てられた後、平成19年9月15日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式にかかる株券を東京証券取引所または大阪証券取引所において取引することはできません。

（4）全部取得条項付普通株式の取得にかかる今後の日程

株券提出の株主・登録株式質権者へのご通知送付	平成19年8月14日（火）
株券提出手続の開始日（株券提出公告）	平成19年8月15日（水）
整理ポストへの割り当て	平成19年8月15日（水）
当社普通株式にかかる株券の売買最終日	平成19年9月14日（金）
当社普通株式にかかる株券の上場廃止日	平成19年9月15日（土）
定款変更に関する通知公告	平成19年10月30日（火）
基準日設定に関する通知公告	平成19年10月30日（火）
全部取得条項付普通株式全部の取得および株式交付の基準日	平成19年11月19日（月）
株券提出の期限	平成19年11月20日（火）
全部取得条項付普通株式全部の取得および株式交付の効力発生日	平成19年11月20日（火）

以 上